

篠崎公園マネジメントプラン

篠崎公園の管理運営、整備等の取組方針

令和4年9月

東京都建設局

目次

はじめに	45-3
I 篠崎公園の基本的事項	45-4
1 都市計画等	
2 過去の取組の成果等	
3 社会状況等の変化	
II 篠崎公園の開園概要	45-7
1 開園区域の概要	
2 利用状況等	
III 篠崎公園の目標と取組方針	
1 むこう10年間を見据えた主な目標	45-9
2 取組方針	45-11
(1) ゾーン別基本方針（ゾーン別基本方針図共）	
(2) 維持管理の取組方針	
(3) 運営管理の取組方針	
(4) 安全・安心な公園への取組について	
(5) 改修・再整備の取組について	
(6) 新規整備の取組方針	
IV 図面・写真	45-19
現況平面図	
周辺土地利用図（空中写真）	
周辺土地利用図（地図）	
篠崎公園の現況写真	
<資料編>	45-24
資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて	
資料2 篠崎公園に関する資料	

はじめに

「篠崎公園マネジメントプラン」は、平成 27 年 3 月に改定された「パークマネジメントマスタープラン」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびにこれまでの本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

今回の改定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大や東京 2020 大会の開催など、これまでにない公園を取り巻く大きな社会状況の変化があったことから、これらを踏まえ「改定の視点」を新たに定め、本マネジメントプランの内容の追加充実を図りました。

また、篠崎公園については、国・都・区とで連携した高台化実施事業が実施されており、今後の高台化事業の進捗に応じて現在の公園におけるゾーニング、施設配置、利用形態等は大きく変化することが予想されます。そのため、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要な事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

I 篠崎公園の基本的事項

1 都市計画等

(1) 都市計画の概要

- ・名称 東京都市計画公園第9・6・1号篠崎公園
- ・位置 江戸川区北篠崎二丁目、上篠崎一・三・四丁目、西篠崎一・二丁目、篠崎町五・六・七・八丁目、谷河内二丁目及び南篠崎町四丁目各区内
- ・面積 86.5ha
- ・種別 広域公園
- ・決定告示 (当初) 昭和32年12月21日 東京都告示第1689号
(最終) 平成27年10月2日 東京都告示第1485号

(2) 篠崎公園の基本的な性格・役割

本公園は、東京区部の東部に位置する都市計画公園である。計画区域は、千葉県との境を流れる江戸川の堤防の西に広がっており、河川沿いの江戸川緑地と接し、緑地の少ない区部東部における水と緑の拠点として、大きな役割を担っている。

本園は、3地区に大別でき、北側のA地区には、夜間照明を備えたメインの野球場と小野球場（兼用競技場）を中心として、テニスコート、バーベキュー広場、児童遊園、芝山、多目的広場のほか、和風広場などが整備され、様々なレクリエーションや憩いの場として利用されている。中央のB地区には、小野球場と江戸川区少年野球場、および児童遊園などが整備されている。なお、京葉道路の南側のC地区には、小区画園地等が点在している。園内にはサクラをはじめ、メアセコイア、クスノキ、アジサイなどが多数植えられており、春の桜、初夏はアジサイ園、秋は紅葉、冬は伝統的な樹木の冬支度である雪吊りが見られるなど、四季折々の風情を求め、利用者が訪れている。本公園は平成24年2月21日答申された整備計画において、震災のみならず、水害等への対応として園路、広場等の高台化を図る計画とされている。

なお、東京都地域防災計画及び江戸川区地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

(3) 整備計画

篠崎公園の整備計画（平成24年）

①川の手の広域レクリエーション拠点と憩いの森

- ・区部東部における広域レクリエーション利用に対応した公園とする。
- ・隣接する江戸川緑地や周辺の親水緑道等と連携した水と緑の骨格軸を形成する。
- ・地域の歴史、文化に根ざした郷土の森や、広い並木、開放的な広場など、地域の代表的な顔になる風格ある豊かな緑を創出し、人々が自然に親しみ、交流できる場とする。
- ・緑・広場・スポーツ・遊び・憩いの拠点として、地域の人々が集まり触れ合う場を創出する。

②防災拠点

- ・避難場所の拡充や救出及び救助の活動拠点としての機能の充実を図る。
- ・発災時のみならず、水害時にも対応できるよう、公園に隣接する市街地とのつながり

りを考慮して、広場の高台化（A, P + 6m）と避難動線の確保を図る。

③地域と共に成長する公園

- ・本事業の完了までには長期間を要することから、周辺のまちづくりの状況や公園への時代のニーズを勘案の上、段階的に公園を整備していく。
- ・周辺市街地との行き来や、地域コミュニティに配慮した整備を行う。

（４）篠崎公園地区における高台化の取組について

江戸川沿いの区域を高台化するために篠崎公園地区においては、現在、以下の事業が実施されている。

- ・篠崎公園地区高規格堤防整備事業（国土交通省）
- ・篠崎公園事業（東京都）
- ・東京都市計画事業 上篠崎一丁目北部土地区画整理事業（江戸川区）
- ・東京都市計画道路事業 幹線街路補助線街路 288 号線（江戸川区）
- ・東京都計画緑地事業第 1 3 号江戸川緑地（江戸川区）

これらの事業を連携して実施するために、平成 28 年に国・都・区において三者基本協定を締結した。その後、令和 3 年に施行協定を締結し、高台化事業の整備に本格着手している。

現在実施している高台化事業は、長期間継続する事業であり、当該公園地区の高台化に伴って、現在の公園のゾーニング、施設配置、利用形態等は大きく変更されるものである。

2 過去の取組の成果等

（１）過去の取組の成果

「篠崎公園マネジメントプラン(H27)」における重点目標に係る過去 7 年間の取組およびその成果等は、以下のとおりである。

○地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

入口表示灯、防災用照明、非常用発電設備など、避難場所としての防災施設の整備を実施した。また、地域連携防災訓練を実施した。

○東京の水と緑の骨格軸の形成に寄与する都立公園

公園整備を進め、1.01ha を開園した。

○スポーツによる健康づくりの場となる都立公園

スポーツ健康増進イベント等スポーツイベントを実施した。

（２）篠崎公園の方針と取組内容

本公園は、過去 7 年間、以下の方針で指定管理者が運営管理に取り組んできた。

- ・公園を拠点とした地域の活性化。
- ・アジサイ園の活用
- ・運動施設を活用したスポーツ施設

3 社会状況等の変化

(1) 社会経済情勢

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- ・激甚化する気象災害
- ・東京 2020 大会の開催
- ・価値観の多様化、少子高齢化、グローバル化の進行等に伴う公園利用ニーズの変化
- ・デジタル技術・データの活用の加速
- ・SDGs（持続可能な開発目標）の国際的な取組

(2) 関連する行政計画等

- ・「未来の東京」戦略（令和 3 年 3 月）
- ・都市づくりのグランドデザイン（平成 29 年 9 月）
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画（平成 31 年 3 月）
- ・緑確保の総合的な方針（改定）（令和 2 年 7 月）
- ・都市計画公園・緑地の整備方針（令和 2 年 7 月）
- ・東京都地域防災計画 震災編（令和元年 7 月）
- ・江戸川区地域防災計画（令和 3 年度修正）

Ⅱ 篠崎公園の開園概要

1 開園区域の概要

(1) 開園の概要

名称	都立篠崎公園（しのぎきこうえん）
開園日	昭和42年7月26日
開園面積	312,744.18 m ² （令和4年9月1日現在）
公園種別	特殊公園・歴史
所在地	江戸川区上篠崎一・四丁目、篠崎町五・六・七・八丁目、西篠崎一・二丁目、谷河内二丁目、南篠崎町四丁目
アクセス	[A地区（篠崎公園）] JR総武線「小岩」南口から京成バス小岩72系統「浅間神社」、京成バス小岩73系統「公園入口」、都営地下鉄新線「篠崎」 [B地区（鹿骨）] JR総武線「小岩」南口から京成バス小岩73系統「小岩消防署」、都営地下鉄新宿線「篠崎」

(2) 主な公園施設

野球場、小野球場（兼用競技場）、テニスコート、和風広場、児童公園、バーベキュー広場、ドッグラン、駐車場（有料）

2 利用状況等

(1) 利用概況

本公園は、平日と土日祝日の利用形態が大きく異なる。平日は犬の散歩で訪れる人子供連れて遊具広場を利用する母親の姿が多く見られる。土日祝日になると、テニス・野球などの施設を利用する人や芝生の上でピクニックをする人が多く見られる。また、4月～10月の土日祝日は、バーベキュー広場の利用者でにぎわう。

(2) 利用者動向（推計値）

・年間利用者数の推移

年度	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
年間総計（人）	1,213,887	1,207,687	1,674,811	2,125,405	1,923,717

・月別利用者数の推移

3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年間総数 （人） 1,213,887	122,130	124,305	90,553	72,663	56,368	83,723
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	101,769	128,734	96,743	98,096	94,685	144,118

(3) 主な活動団体（詳細は資料編参照）

3 団体・約 18 名の団体が、花壇管理やドッグラン広場の管理・運営などを行っている。

(4) 主な催し物開催状況（令和3年度実績は資料編参照）

「地域連携防災訓練」、「スポーツ健康増進イベント」などが行われた。

Ⅲ 篠崎公園の目標と取組方針

1 むこう10年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう10年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体の数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【 】内には、関連するパークマネジメントマスタープランのプロジェクト名を記載した。

■目標1：地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

【プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト】

地震発生時の防災機能を発揮するため、下記の防災上の位置づけをふまえ、区の防災所管部署や地域住民等と連携し、防災訓練などの実施などによる防災意識の向上や防災対策を強化する。

- ・東京都震災対策条例に基づく指定
避難場所（和風広場と周辺部除くA地区）
- ・東京都地域防災計画による指定
大規模救出救助活動拠点候補地（野球場（A地区））
医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場候補地（野球場（A地区））
災害時臨時離着陸場候補地（野球場（A地区）、江戸川区少年野球場（B地区））
- ・江戸川区地域防災計画による指定
避難場所（和風広場と周辺部除くA地区）

◎主な取組確認項目：防災施設整備の実績、防災訓練等の実績

■目標2：安全・快適な公園づくりを行う都立公園

【プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト】

日常的な巡回、マナーアップの呼びかけ等により、安全性や防犯性に考慮しながら快適な公園づくりを行っていく。

◎主な取組確認項目：施設管理の取組

■目標3：東京の水と緑の骨格軸の形成に寄与する都立公園

【プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト】

東京をうるおいのある緑豊かな都市としていくため、水と緑の骨格を形成する公園の整備を進めていく。

◎主な取組確認項目：新規開園に向けた取組

■目標4：スポーツによる健康づくりの場となる都立公園

【プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト】

都民の健康づくりを進めるため、東京 2020 大会の開催を契機として高まったスポーツ活動の機運を継続し、運動施設や広場を活用した多様なイベント等を開催していく。

また、多様なスポーツ利用のあり方について関係者とともに検討し、スポーツ利用を通して公園全体の魅力を向上していく。

◎主な取組確認項目：スポーツによる健康づくりの取組

■目標5：都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立公園

【プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト】

都立公園の魅力をさらに高め、都民にとって都立公園をより身近な空間とするため、公園ボランティアや NPO、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体とともに公園の管理運営を進めていくとともに、管理所を公園情報の受発信の拠点としていく。

また、デジタル技術の活用などを通じた情報や魅力発信や、利用者間や公園管理者と利用者などの多世代の交流を促進していく。

◎主な取組確認項目：都民協働の取組、地域との連携の取組、企業との連携の取組、情報受発信等の取組

2 取組方針

本公園が目指すべき主な目標を実現するため、利用者の満足度向上を念頭に、管理や整備等にかかわる取組方針について、安全・安心や環境への取組等も考慮したうえで次のとおり定める。

(1) ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は、整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

A：多目的広場ゾーン

- ・多目的広場のあるゾーン（A地区）
ヒマラヤスギ、ニオイヒバ等、針葉樹の木立の中での散策や休息等の利用に対応していく。
- ・バーベキュー広場のあるゾーン（A地区）
年間を通じて利用の多い施設であり、四季の変化を楽しみながら飲食できる場所として対応していく。

B：遊具広場ゾーン

- ・東側と北西端の遊具広場のあるゾーン（A地区）
子どもの遊び場として、安全性の高い遊具の維持に努めるとともに、見通しや風通し、日照等がよい安全・快適な環境づくりに対応していく。
- ・児童遊園のあるゾーン（B地区）
子どもの遊び場として、安全性の高い遊具の維持に努めるとともに、見通しや風通し、日照等がよい安全・快適な環境づくりに対応していく。なお、一角にドッグランが設置されている。

E：休息・散策ゾーン

- ・芝山・草地のあるゾーン（A地区）
広々とした雰囲気を有し、約80本のサクラと樹林地、芝山と広い草地等があり、明るく広々としたゾーンとなっている。心地のよい憩いの場、多様なレクリエーション利用に対応していく。
- ・和風広場のあるゾーン（A地区）
桜の広場、江戸の河岸を再現した和風広場がある。水辺環境に見られる樹木が個性的な景観を形成に対応していく。
- ・広場のあるゾーン（B地区）
鹿骨街道沿いに芝生を中心とした園地が広がっている。散策や休息利用に対応していく。

G：スポーツゾーン

- ・野球場やテニスコートのあるゾーン（A地区）
野球場（2面/ナイター利用可）・小野球場（2面/ナイター利用可）及びテニス

コート（8面）・壁打コートがあり、有料施設として、安全で快適な利用ができるよう管理する。

なお、野球場については、東京都地域防災計画で大規模救出救助活動拠点候補地、医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場候補地、災害時臨時離着陸場候補地に指定されている。公園利用者への周知を図るとともに、災害時使用に支障がないよう、防災訓練等を通じて現状を把握し、機能確保を図る。

・野球場のあるゾーン（B地区）

野球場（2面）、江戸川区少年野球場（4面）がある。運営主体が異なることから、区とも連携を図りながら、運動施設として適切な管理に留意する。

M：駐車場ゾーン

・駐車場のあるゾーン。

案内機能の充実等を図り、車利用だけでなく、その他の来園者の安全にも対応していく。

N：管理ヤードゾーン

・管理所や作業ヤードのあるゾーン。

植栽管理に伴うチップ化作業やゴミ集積所での管理作業は、利用者の安全に配慮し行っていく。

Q：外縁部ゾーン

・民有地等や公道に接する公園外縁部

本公園には飛び地が多く、住宅地等と直接境界を接する所が多いため、十分配慮する。また、区画道路を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、住宅地等に対する良好な景観の提供を図っていく。住宅地等と接する箇所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などの直接的な悪影響等を及ぼさないよう対応していく。

【ゾーンについて】

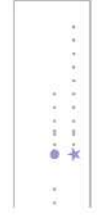
公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分（下表）を行っており、公園毎に施設内容が異なるため、公園毎にゾーン表記が異なる。着色部は本公園にあるゾーンを示す。

記号	区分	主な特性・機能
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。（バーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。）
B	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。
C	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。
D	入口広場ゾーン	シンボリックな入口広場として集散の場となるゾーン。
E	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。
H	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。
O	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。
P	植物園ゾーン	植物園（有料）として運営しているゾーン。
	（庭園関係）	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。
Q	外縁部ゾーン	私有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。

ゾーン別基本方針図 篠崎公園
(平成 27 年 5 月時点)



< A 地区 > < B 地区 >



凡 例

記号	名称
	多目的広場ゾーン
	遊具広場ゾーン
	休息・散策ゾーン
	スポーツゾーン
	駐車場ゾーン
	管理ヤードゾーン
	外縁部ゾーン

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を基盤として作成したものである。(承認番号) 28都計基交第350号

(2) 維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるため、各公園においては、基本的な維持管理に加え、公園の特性に応じた維持管理を行い、より質の高い公園を作り上げていく。

そのためにも、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育ていく。

あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、ユニバーサルデザイン化された施設も含めて快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等を通じて、病害虫被害や枯損等による樹木の異常、斜面・施設の異常等を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらう。

また、防災関連施設や排水施設、貯留浸透施設等は、非常時においても円滑に使用・機能できるように、日頃から点検・清掃等を行っていく。

さらに、効率的で質の高い維持運営管理のため、樹木や公園施設等のデータベースのクラウド化等のデジタル技術の活用推進も検討していく。

2) 本公園の維持管理における留意事項

①多様な立地に応じたきめ細かい維持管理

本公園は、ブロック毎にそれぞれ特徴的な植栽や施設、利用形態があることをふまえた維持管理を行っていく。

②緑の拠点づくり

公園北側の A 地区は、芝山など、美しく、開放的な広がりをもつ空間が特徴である。江戸川緑地とも連続し、市街地における重要な緑の拠点であることから、高木等は極力自然樹形を保つなどして、公園全体としてボリュームのある緑の形成を図っていく。

③点在する園地の管理

50 か所以上に分散する園地の管理については、職員による定期的な巡回などのほか、地域住民と連携することなどによる適切な維持管理に努める。

(3) 運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の運営管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 運営管理の基本事項

①基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による利用変化等、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体や民間事業者などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

②公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、不適正な公園利用の是正、感染症や社会状況変化等に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知徹底、受動喫煙防止対策、利用マナーの普及啓発等の適正な運営管理を行う。

③利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、デジタル技術等も活用した利便性の向上や公園の魅力を発信に取り組む。また、利用ニーズの変化に対応し快適な利用を促進するため、屋外テレワークの場となる環境・空間やキッチンカー等を活用した飲食空間等の創出について検討していく。

④管理運営における多様な主体との連携

公園の活性化や魅力向上のため、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体との継続的なパークミーティングや管理運営協議会等の公園管理協議会を設置開催し、各公園を特徴づけるような各種活動や地域に根付いたイベント等について連携して推進するとともに、管理運営の方針検討の場などにおいて、子供等を含めた幅広い意見を反映できるような仕組みづくりに取り組む。

2) 本公園の運営管理における留意事項

①スポーツ等による健康づくり

野球場やテニスコート、多目的広場などの運動施設や広場を活用して、緑の中で子供から高齢者まで誰もが気軽に参加できる多様なスポーツイベントを開催することなどにより、都民の健康づくりを進めるとともに、東京 2020 大会開催により気運が高まった多様なスポーツ利用のあり方について関係者とともに検討する。

②都民との協働

公園の普及啓発や利用を促進するため、今後とも都民協働により花壇管理などを行っていく。

③ドッグランの運営

ドッグランは、犬に関する苦情及びノーリードで犬を遊ばせたいという要望に応えるために設置しており、利用登録を含め施設の適切な利用を図るとともに、犬同伴の利用者へのマナー向上やしつけ教室などの普及啓発の場として活用する。

(4) 安全・安心な公園への取組について

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故を未然に防ぎ、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるよう、次の通り対応していく。

1) 地震災害

- ・東京都地域防災計画など、既定計画における役割の確認
- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解
- ・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施
- ・防災関連施設の適切な維持管理

2) 気象災害（台風、大雨、積雪等）

- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解
- ・情報連絡体制の構築
- ・被害軽減のための事前処置の準備
- ・風水害時の園外への誘導等の内容も含んだ防災訓練の実施
- ・法面保護施設や貯留浸透施設等の維持保全
- ・樹林地等の保全や踏圧による地表面の踏み固め防止

3) 感染症など

- ・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応
- ・基本的感染対策の徹底
- ・感染状況に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知

4) 落枝・倒木

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
- ・計画的な樹木手入れ等の実施
- ・環境対策や快適な利用のため、樹木剪定等の植栽管理を強化

5) 施設の損壊等

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
- ・計画的な補修や取り換え等の実施

6) 遊具

- ・事故を未然に防ぐための日常的な点検の徹底による早期発見
- ・専門業者による精密点検の定期的な実施
- ・事故事例の把握と緊急点検の実施

(5) 改修・再整備の取組について

公園の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。その際、高台化事業の進捗状況および高台化に伴って大きく変更される公園のゾーニング、施設配置、利用形態等も十分に考慮するものとする。

(6) 新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、原則、「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和2年7月、東京都・特別区・市町）に設定した「優先整備区域」について行うものとし、令和11年度までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後の改定により見直されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

1) 優先整備区域「事業促進区域」：114,300㎡

江戸川区西篠崎一丁目、上篠崎四丁目、篠崎町八丁目、北篠崎二丁目

2) 優先整備区域「新規事業化区域」：3,900㎡

江戸川区西篠崎二丁目、上篠崎三丁目

注) : 「事業促進区域」 : 既に事業認可を取得済の区域 (用地未取得地含む)

「新規事業化区域」 : 新たに事業認可を取得する区域 (既に認可取得済の区域あり)

IV 図面・写真

現況平面図 篠崎公園（令和3年4月1日時点）



周辺土地利用図（空中写真）

篠崎公園

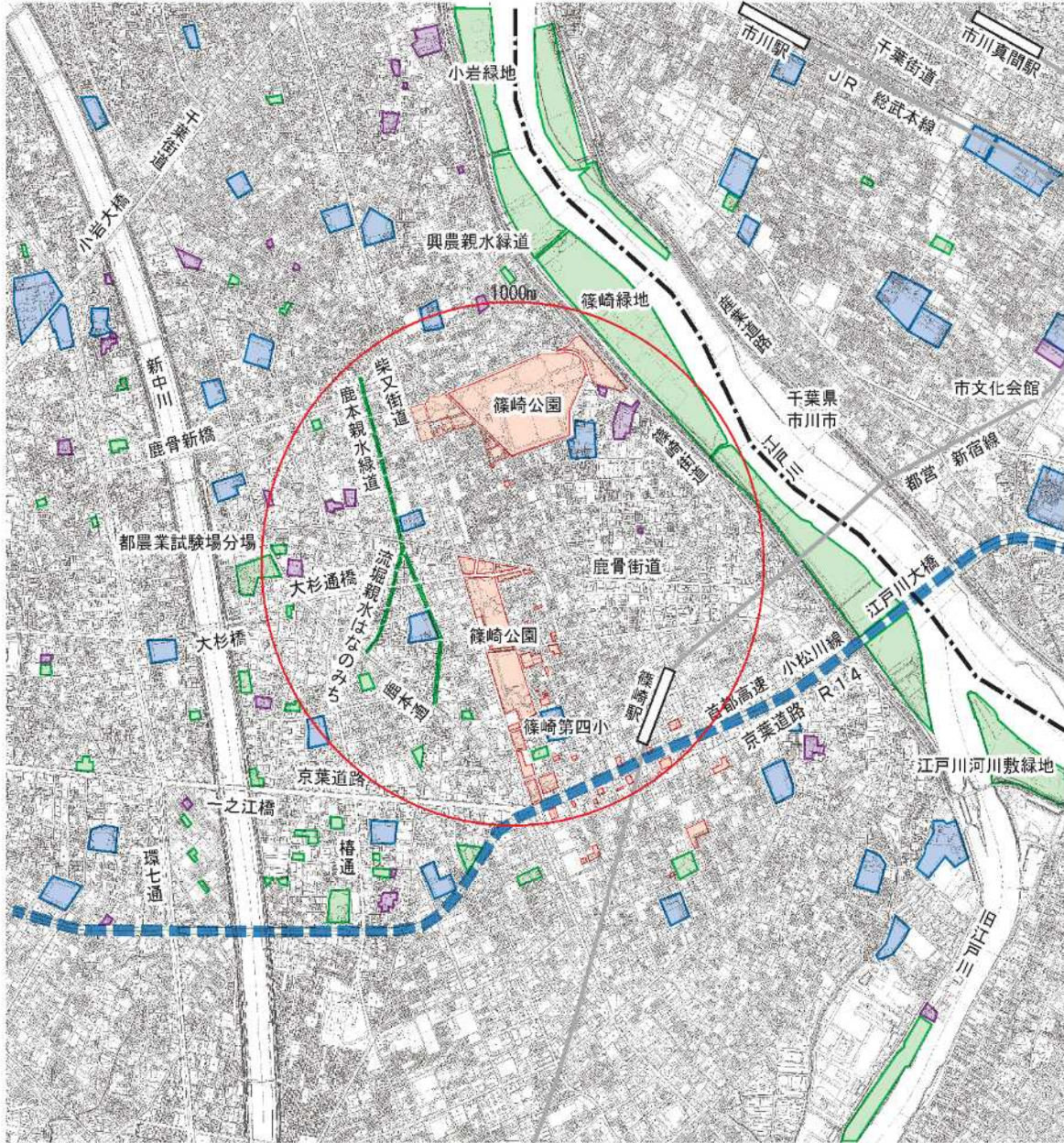


- : 開園区域
- : 都市計画決定区域

©東京都

周辺土地利用図（地図）

篠崎公園



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を使用して作製したものである。（承認番号）26都市基交第350号

- : 公園緑地
- : 学校
- : 特徴的な建物（神社仏閣など）
- : 開園区域
- : 高速道路
- : 鉄道



篠崎公園の現況写真 【令和4年6月撮影】

① A地区・小野球場



⑤A地区・芝山



② A地区・アジサイ園横児童遊園



⑥A地区・野球場



③ A地区・テニスコート



⑦A地区・多日的広場



④ A地区・バーベキュー広場



⑧A地区・桜の広場



⑨A 地区・和風広場・児童遊園



⑬B 地区・ドッグラン横児童遊園



⑩A 地区・芝生広場 (2号地)



⑭B 地区・野球場



⑪B 地区・11号地芝生広場



⑮B 地区・南端の児童遊園



⑫B 地区・ドッグラン



⑯B 地区・芝生広場 (23号地)

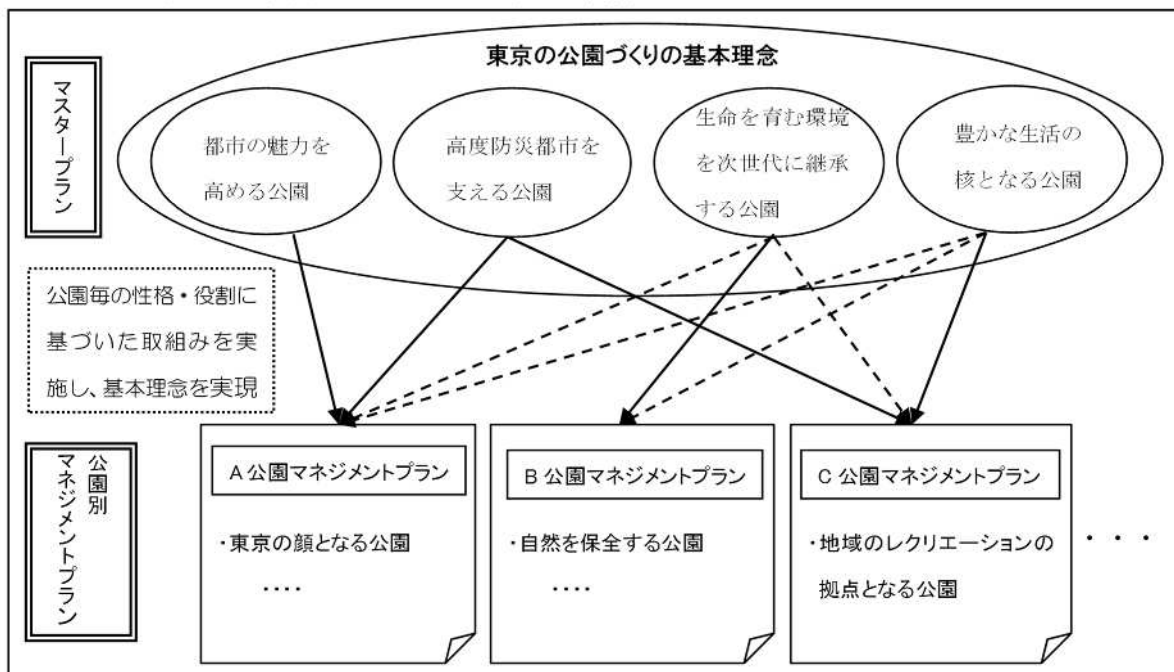


<資料編>

資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて

- ・パークマネジメントマスタープランは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・NPO・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成16年8月に策定された。
- ・当初マスタープラン策定後10年の社会状況の変化、当初マスタープランの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成27年3月改定版では、目標に対するプロジェクトを次頁表のように掲げている。
- ・当該目標に対するプロジェクトについて、篠崎公園が担うことになるプログラムには◎を、篠崎公園が関係するプログラムには○を付した。
- ・また、パークマネジメントマスタープランと本プランとの関係は下図のとおりである。

マスタープランと公園別マネジメントプランの関係



プロジェクト10の公園毎の位置づけ 篠崎公園

基本理念	プロジェクト		プログラム	
都市基本理念 魅力1を高める公園	プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト	(3)誰もが利用しやすい公園づくり	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	○
			多言語表記、Wi-Fi環境等の充実	○
		(4)快適な「おもてなし」空間の形成	快適な「おもてなし」空間の形成	○
	プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト		該当なし	
高度基本防災理念 都市を支える公園	プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト	(1)防災公園の整備	救出・救助活動の拠点や避難場所となる公園の防災関連施設の充実	◎
			非常用発電設備の導入	◎
		(2)災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	◎
	プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト	(1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	○
	(3)安全・安心な公園とするための取組み	気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化	◎	
		公園施設の適切な点検と維持・更新	○	
		環境負荷の少ない公園づくり	○	
に生命を継承する公園環境を次世代に育む	プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト	(1)水と緑の骨格軸の拠点となる公園、街路樹の形成	都立公園における緑の拠点の形成	◎
			既存公園の再生整備	○
	プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト		該当なし	
	プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト	(1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用	自然観察会、環境教育プログラム等の充実	○
		多摩の森林の大切さを公園でアピール	○	
豊かな生活の核となる公園	プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト	(1)都民ニーズの把握と施策への反映	都民ニーズの把握と施策への反映	○
		(2)公園の魅力発掘事業の展開	公園利用のアイデア募集	○
		(3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用	子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり	○
			公園でのスポーツによる健康づくり	◎
	プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト	(1)公園情報の受発信と管理所機能の強化	公園情報の受発信と管理所機能の強化	◎
		(2)都民からの寄付の受入れ	公園・動物園サポーター制度の実施	○
			都民や企業からの寄付による公園施設等の設置	○
		(3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進	ボランティア活動と都民協働のさらなる推進	◎
		鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進	○	
	(4)都立公園を支える人材の育成	都立公園を支える人材の育成	○	

資料 2 篠崎公園に関する資料

(1) 公園の沿革

昭和 15 年 3 月 1940 年	内務省告示第 147 号で環状緑地計画の一環として篠崎緑地として告示された。計画決定及び事業面積は 491,600 坪 (1,625,123.90 m ²) であった。
昭和 19 年 4 月 1944 年	上篠崎農事実行委員会ほか 10 組合(篠崎大緑地鹿骨耕作組合は、昭和 23 年 4 月 1 日から昭和 24 年 3 月 31 日まで) 農耕地として貸付していた。
昭和 19 年 12 月 1944 年	計画面積のうちほぼ全域の 466,123 坪 (1,542,580.10 m ²) を買収した。
昭和 21 年 10 月 1946 年	自作農創設特別措置法が交付され、篠崎緑地の大半 416,132 坪 (1,375,642.90 m ²) が昭和 22 年～昭和 23 年にかけて解放処分された。解放除外面積は 50,500 坪 (166,914.14 m ²) であった。
昭和 32 年 12 月 1957 年	建設省告示第 1689 号により、東京都市計画決定 (163.9ha)
昭和 35 年 1963 年	本年度から再び公園計画に着手した。
昭和 38 年 3 月 1963 年	建設省告示第 844 号により都市計画事業決定 (事業面積 15.29ha)
昭和 38 年 6 月 1963 年	昭和 39 年 5 月までの間、離作補償を行い、農地買収除外地を耕作者から返還。
昭和 39 年 1 月 1964 年	江戸川区立コンクリート工場敷の国有農地 7,087.60 m ² の払下げを受けて、江戸川区に昭和 39 年 1 月 31 日～同年 7 月 31 日まで使用許可した。
昭和 39 年 8 月 1964 年	東京都告示第 750 号で都市公園法に規定する都市公園区域に設置された。(決定 159,953.71 m ²)
昭和 41 年 10 月 1966 年	41 建公管発第 848 号で、4,950.60 m ² (公簿 4,500.41 m ²) 用途廃止のうえ財務局長へ引継した。(建設省へ江戸川改修用地として売り払うため)
昭和 42 年 1 月 1967 年	東京都告示第 82 号で上記売却区域 4,950.60 m ² を都市公園設置予定区域から除外した。(変更後面積 155,003.11 m ²)
昭和 42 年 3 月 1967 年	建設省告示第 1195 号により、都市計画事業決定。(事業面積 15.29ha)
昭和 42 年 7 月 1967 年	東京都条例第 69 号で篠崎公園を設置し、名称及び位置を定めた。
昭和 42 年 7 月 1967 年	東京都条例第 719 号で開園区域及び面積を告示した。(開園面積 39,800.00 m ²)
昭和 44 年 6 月 1969 年	東京都告示第 563 号により、江戸川区寄りの区域の一部を追加開園した。(15,810.15 m ² 、変更後 96,815.95 m ²) これに先立ち、東京都条例 43 号で当公園の位置が変更されている。
昭和 45 年 2 月 1970 年	区道付替用地 1,192.41 m ² を用途廃止した。45 建公管発第 117 号で江戸川区と土地無償貸付契約を締結し、道路敷として貸付けた。
昭和 45 年 6 月 1970 年	東京都告示第 595 号で、江戸川寄りの南側 13,898.72 m ² を追加開園した。(変更後 110,714.67 m ²)

昭和 45 年 6 月 1970 年	東京都告示第 605 号で公園予定区域から区道付替用地 1, 423. 48 m ² を除外した。(変更後 72, 573. 83 m ²)
昭和 45~46 年 1970~71 年	有料施設・庭球場 8 面の設置工事をした。なお 2 面分は野球場の一部を改造して設置したものである。
昭和 46 年 4 月 1971 年	東京都告示第 389 号で当公園計画の一部 (70, 741. 97 m ²) を設置すべき区域に変更した。(変更後 115, 030. 41 m ²)
昭和 46 年 6 月 1971 年	東京都告示第 617 号で公園の北側部分 24, 186. 00 m ² を追加開園した。(変更後 134, 900. 67 m ²)
昭和 46 年 9 月 1971 年	東京都告示第 1038 号で有料施設・野球場の 4 面のうち 1 面を廃止した。(競技場及びテニスコートを設置するため)
昭和 46 年 11 月 1971 年	東京都告示第 1240 号で有料施設 3 面のうち更に 1 面を廃止した。(廃止 46. 12. 10)
昭和 46 年 11 月 1971 年	東京都告示第 1311 号で有料施設・庭球場 8 面を設置した。(供用開始 46. 11. 30)
昭和 46 年度 1971 年	本年度工事により野球場全 2 面に夜間照明施設を設置した(供用開始 47 年 7 月)
昭和 47 年 6 月 1972 年	東京都告示第 641 号で当公園の西側部分及び鹿骨町飛び地部分け合わせて 25, 376. 83 m ² を追加開園した、(変更後 160, 277. 50 m ²)
昭和 47 年度 1972 年	江戸川区長から出されていた陸上競技場建設に関する請願が昭和 46 年 4 月 20 日建設労働委員会で趣旨採択されたのをうけて、従来 4 面あった野球場 4 面のうち東側 2 面を改造して陸上競技場を設置した。また、本年度において、庭球場全 8 面及び上記競技場の夜間照明施設工事をあわせて実施した。(この夜間照明施設の鉄塔の影響で西方隣接区域の約 100 軒にテレビ受信障害が生じたため、照明鉄塔の上に共同アンテナを設置し関係家庭に配線した。)
昭和 48 年 4 月 1973 年	陸上競技場の供用開始。あわせて競技場及び庭球場の夜間照明の供用を開始した。(有料)
昭和 50 年 11 月 1975 年	50 建公公第 417 号で江戸川区長に対しさきに申請のあった谷河内テニスコート 4 面の設置許可をした。
昭和 51 年 7 月 1976 年	東京都告示第 686 号で当公園の計画面積が従前の 163. 9ha から 89. 5ha に縮小された、将来の人口・土地利用の実態等を再検討し、実現可能な計画に改めたものである。
昭和 52 年 11 月 1977 年	東京都告示第 686 号で当公園の計画面積が従前の 163. 9ha から 89. 5ha に縮小された、将来の人口・土地利用の実態等を再検討し、実現可能な計画に改めたものである。
昭和 52 年 11 月 1977 年	52 建公公第 273 号で江戸川区長に対し、さらに申請のあった谷河内テニスコートの増設を許可した。(変更後 10 面)
昭和 53 年 1978 年	都市計画変更により公園予定面積を 89. 5ha としている。
昭和 54 年 5 月 1979 年	54 建公公第 64 号で江戸川区長に対し、さらに申請のあった谷河内テニスコート夜間照明施設の設置許可をした。(6 面分で供用開始は 54 年 8 月)
昭和 54 年 9 月 1979 年	54 建公公第 2475 号で同日付水利建工発第 111 号東京都水道局から設置申請のあった震災対策用給水施設(応急給水槽)の設置を承認した。本施設の設置目的は、地震災害時に於いて、非難

	住民及び周辺断水区域の住民に対して応急給水を行うためと、避難場所の安全確保のためである。非難期間中 2 日間、水道施設の応急復旧までの期間 13 日間、給水量 1 人 1 日 3ℓ、避難人口は 2 日間で 393,500 人受持区域内居住人口は 13 日間で 198,966 人と想定して、750 m ³ ×2 槽、計 1,500 m ³ で貯水槽は鉄筋コンクリート造、地下無圧式。
昭和 55 年 3 月 1980 年	上記応急給水槽が完成した。なお、都立公園では上野恩賜公園、代々木公園に次ぎ三番目の設置である。
昭和 59 年度 1984 年	コアラ飼育用のユーカリを 1.3ha 植栽した。
昭和 59 年 11 月 1984 年	東京都告示第 1085 号により、都市計画変更
昭和 61 年 4 月 1986 年	追加開園 44.030, 13 m ² (B 地区)
平成 16 年 2004 年	開園区域以外に 11ha の取得地が点在しているが、都の苗圃や江戸川区への設置許可や使用許可により一時開放している。
平成 20 年 3 月 2008 年	東京都告示第 278 号により、都市計画変更
平成 20 年 8 月 2008 年	東京都震災対策条例により、野球場 (A 地区) が、救出・救助の活動拠点に指定される。
平成 24 年 2 月 2012 年	都立篠崎公園の整備計画 答申
平成 28 年 4 月 2016 年	「「篠崎公園地区高規格堤防整備事業」、「篠崎公園事業」、「東京都都市計画事業 上篠崎一丁目北部土地地区画整理事業」、「東京都都市計画道路事業 幹線街路補助線街路第 288 号線」、「東京都都市計画緑地事業 第 13 号江戸川緑地」に関する基本協定書」を国道交通省関東地方整備局、江戸川区、東京都建設局の三者で締結
平成 29 年 9 月 14 日 2017 年	一部廃園 131.80 m ²
令和 3 年 12 月 2021 年	「「篠崎公園地区高規格堤防整備事業」、「篠崎公園事業」、「東京都都市計画事業 上篠崎一丁目北部土地地区画整理事業」、「東京都都市計画道路事業 幹線街路補助線街路第 288 号線」、「東京都都市計画緑地事業 第 13 号江戸川緑地」に関する施行協定書」を国道交通省関東地方整備局、江戸川区、東京都建設局の三者で締結
令和 4 年 1 月 15 日 2022 年	追加開園 10,121.22 m ²

(2) 公園の自然・社会環境

1) 自然環境

- ・当公園は、微地形として低地一般面、微高地が挙げられる。低地一般面は、海岸平野 (三角州) と氾濫平野 (後背湿地) からなる。微高地として、自然堤防が江戸川、隅田川に沿う地域などに広く分布する。また、江戸区小岩、鹿骨、西一之

江一帯には、自然堤防とは別に比較的大きな面積を占める微高地が分布する。

- ・ 軟弱な地盤である下町低地部（洪積層の上に沖積層が厚く積もる地層）に位置する。
- ・ 篠崎公園は利根川水系である江戸川、旧江戸川、新中川に囲まれた地区である。公園周辺の現存自然植生の分布は人口の過密と高度の都市化を反映し、貧化した植生（緑の少ない住宅地、工場地、造成地）が大部分をしめ単調である。自然植生は江戸川沿いに冠水草原（オギ群集、シオクグ群集、コウキヤガラ群落）が残存しているとともに、代償植生として踏跡群落（オオバコ群落など）が多く見られる。

2) 社会的環境

- ・ 当公園計画地南部を都営新宿線が通っており、最寄り駅の篠崎駅は開園部から約1km、開園予定部から約150mの距離にある。また、北部にJR総武線、及び京成本線が通っており、約3kmの距離に総武線小岩駅、約4kmの距離に京成本線江戸川駅がある。
- ・ A地区東側の江戸川沿いを通る篠崎街道や、B地区の西側沿いを通る柴又街道などにはバス路線が開通している。
- ・ 当公園計画地南部を東西に京葉道路、首都高速7号線が通っており、西には錦糸町、東は船橋に至る。また、中川を越えた西部に南北に環状7号線が通っており、北は亀有、南は首都高速湾岸線にあたる。当公園開園部、計画地とは、東端を篠崎街道、西端を柴又街道に接しており、敷地を分断する道路としては、鹿骨街道、京葉道路がある。

(3) 園内のトピックス

①芝山と草地

植込を間にはさんで、二つの芝山と広い草地がある。周辺に高層の建物がないため、空が広く、公園も明るく広々とした雰囲気をもっている。約80本のサクラのほか、マツ、シイノキ、エンジュ、メタセコイアなどの木立のある芝生と草地は、軽い運動のための広場として開放されている。

②バーベキュー広場

春に桜の広場での花見で賑わい、通年を通して無料のバーベキュー広場(予約制)が家族連れ等で利用されている。

(4) 利用状況等データ

1) 有料施設の利用状況

(件)

施設名	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
競技場	14	-	22	29	25

・運動施設

年間使用率 (%)

施設名		3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
A野球	昼間	平	6.7	10.3	7.9	8.4
		休	93.9	85.0	81.7	84.4
	夜間	平	15.0	20.5	21.3	18.9
		休	61.3	74.5	59.4	52.0
A野球(小)	昼間	平	3.4	4.8	4.1	2.5
		休	92.0	92.3	86.2	87.7

	夜間	平	6.2	6.1	12.6	11.5	12.6
		休	18.8	14.5	11.0	8.8	12.4
A テニス (人工芝)	昼間	平	34.7	34.5	31.0	33.5	36.2
		休	98.8	98.4	96.8	97.0	97.1
	夜間	平	51.3	41.9	39.7	38.6	43.7
		休	95.5	95.7	85.9	82.7	86.9
B 野 球 (鹿骨)	昼間	平	3.5	6.8	6.7	5.1	5.9
		休	93.7	85.8	84.5	84.1	82.8
	夜間	平	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		休	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

2) 公園占用の状況 (件)

項目	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
写真撮影	0	0	2	1	0
映画等の撮影	1	3	6	2	1
その他	7	5	11	14	19

3) 主な催し物 (令和3年度実施分)

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	季節飾り	6月、12月、1月	多数
	2	アジサイまつり	8月6日～20日	204人
	3	スポーツ健康増進イベント	3月20日～25日	—
	4	食とスポーツのハーモニーフェスティバル	12月4日、5日、11日、12日	386人
都民協働	1	おもてなし花壇	7月～8月	—
	2	和風花壇広場にて見学会イベント	11月23日	53人
	3	公園連絡協議会	12月15日	40人
	4	気ままにボランティア	3月7日	20人
	5	地域連携防災訓練	2月20日	28人
自主事業	1	犬のマナーアップ大作戦	マナーアップ期間 10月1日～12月31日 キャンペーン期間 10月9日～11月30日	—
	2	工作教室	10月～11月 12月19日	100人 44人
	3	子供向け防災ゲーム・ワークショップ	3月7日～13日	77人
	4	篠崎公園地区親睦ソフトボール会	10月31日	180人

4) 主な活動団体（令和3年度調査）

団体名	活動内容	人数(人)
篠崎公園友の会	花壇管理	7
篠崎公園花笑会	花壇管理	4
篠崎公園ドッグランサポーターズ	ドッグラン広場の管理・運営	7